

事業の申請にあたっては 以下のようなことに注意してください

- ・本事業は原形復旧(①**同じ種類、②同じ規模・能力、③同じ使用目的**)が基本です ※機能向上・規模拡大も可能ですが、**原形復旧を超える範囲の費用は自己負担**になります
- ・建物・機械の復旧は修繕が基本ですが、下記の場合は再建・再取得が可能です

建物:罹災証明等により全壊判定を受けた場合、



または建築十資格を有する者から **修繕不能として証明された場合**

機械:格納している施設が倒壊し 修繕不可能であることが目視で明らかな場合、



またはメーカー等から<u>修繕不能として証明された</u>場合

- ・当事業により復旧した建物・機械は、保険・共済への加入が求められます
- ・復旧した施設・機械は、**一定の期間※、補助金を申請したとおりの用途のとおり使用する** 必要があり、期間内に財産処分(譲渡、貸付、取壊し、廃棄など)を行う場合、補助金 **の返納が必要**になる場合があります。
 - ※一定の期間=法定耐用年数(例えば、木造納屋は15年、農業用機械は7年)

上記の注意点は一例です。詳細は現地相談窓口でご確認ください



事業についてご相談のある方や申請をしたい方は お近くの現地相談窓口にご連絡ください!

JAのと 本店営農部

住所:穴水町字大町ほの95

電話:0120-338-250

七尾市役所 本庁舎1階

3 住所:七尾市袖ヶ江町イ部25番地

電話: 0767-53-8005

石川県珠洲農林事務所

5 住所:珠洲市野々江町シ-32

電話:0120-338-760

JA内浦町 営農経済課(火・金のみ)

住所:能登町字行延260 電話:0120-338-560

志賀町役場 本庁舎1階町民ホール

住所:志賀町末吉千古1-1 電話:090-4347-4242

石川県農業会館(電話相談のみ)

住所:金沢市古府1-220 電話:0120-338-633

対面相談も実施中!! (電話予約のうえ来所してくださいな)

6

作成: 石川県 農林水産部 農業経営戦略課(076-225-1660)

令和6年能登半島地震または能登半島大雨で被災された農業者の皆様へ



農業機械再取得等支援事業※

を知っていますか?

どんな事業? 令和6年能登半島地震または令和6年能登半島大雨の影響で 被災した農業用の機械や施設の復旧を支援します



※ A と B について、復旧する施設が園芸施設共済加入対象 (パイプハウスなど) の場合、 共済へ未加入の場合は補助率が7/10(国 3/10以内、県 2/10、市町2/10)になります ※復旧に係る金額に助成対象外経費が含まれている場合など、上記の補助率どおりに ならない可能性もあります。助成の可否については窓口へご相談ください(裏面)



能登半島地震または能登半島大雨によって農業被害 を受けた農業者や農業法人であれば申請が可能です

ただし・・

農産物の販売実績がある方に限ります(自家消費のみは×)

★機械・施設を貸借している場合の申請者★



修繕・補強・撤去





※所有者が非農業者であっても、利用者が農業者であれば申請可能です (ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限ります)



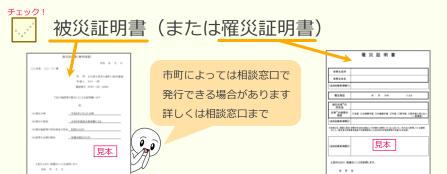
申請を行うには以下のような書類が必要になりますので、ご準備いただくようお願いします

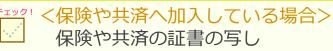


機械の申請と施設の申請で共通して必要なもの





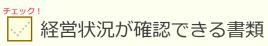








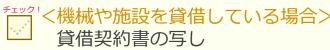




(青色または白色申告書の写し、出荷伝票、共済細目書など)

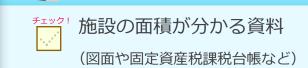




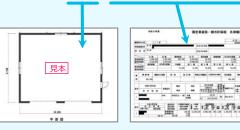


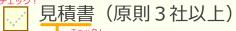






施設の申請で必要なもの





<3 社未満の場合、着工済の場合>見積が3 社未満の理由書

「工済の場合」請求書・領収書など金額が分かるもの









〈再建・再取得の場合> 修繕不能証明書







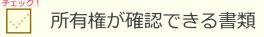
そのほかに必要な書類(窓口記入用)



J	エック!	
ı		
ı		







(固定資産税課税台帳(または名寄帳) 、固定資産税課税明細書など)









申請内容によっては上記以外にも 書類が必要な場合がございます 詳細は相談窓口にてご確認ください



マークがついた書類は、相談窓口に準備しているほか

石川県のホームページからダウンロード※可能です

